

(別紙4)

「特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例に係る建築士等の証明事務の実施について」(平成26年4月1日付け国住政第167号)

新旧対照表

(傍線を付した部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例に係る建築士等の証明事務の実施について</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>1. ~12. (略)</p> <p>13. 建築士等の証明手続</p> <p>(1) 12. に記載する工事に共通する証明手続</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 証明の方法</p> <p>証明を行う建築士等は、必要に応じて現地調査<u>その他適切な方法による確認</u>を行い(ただし、(i)②及び(i)(注)ロ双方の書類又はその写しがない場合は必ず行う。)、(i)①から③までに掲げる書類((i)(注)イ及びロの書類を含む。)又はその写しにより当該工事が増改築等の工事に該当すると認められた場合には、別表1又は別表2に掲げる増改築等工事証明書(以下「証明書」という。)に証明を行った建築士の免許証の写し又は免許証明書の写しを添えて申請者に交付するものとする。証明書発行者においては、別表1又は別表2に掲げる証明書の様式により、改修内容の証明を行うものとする。なお、当該証明年月日が令和4年3月31日以前の場合、別表1の様式を用い、当該証明年月日が令和4年年4月1日以後の場合、別表1又は別表2に掲げる様式を用いるものとする。</p> <p>(iii) (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>14. ・15. (略)</p>	<p>特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例に係る建築士等の証明事務の実施について</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>1. ~12. (略)</p> <p>13. 建築士等の証明手続</p> <p>(1) 12. に記載する工事に共通する証明手続</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 証明の方法</p> <p>証明を行う建築士等は、必要に応じて現地調査を行い(ただし、(i)②及び(i)(注)ロ双方の書類又はその写しがない場合は必ず行う。)、(i)①から③までに掲げる書類((i)(注)イ及びロの書類を含む。)又はその写しにより当該工事が増改築等の工事に該当すると認められた場合には、別表1又は別表2に掲げる増改築等工事証明書(以下「証明書」という。)に証明を行った建築士の免許証の写し又は免許証明書の写しを添えて申請者に交付するものとする。証明書発行者においては、別表1又は別表2に掲げる証明書の様式により、改修内容の証明を行うものとする。なお、当該証明年月日が令和4年3月31日以前の場合、別表1の様式を用い、当該証明年月日が令和4年年4月1日以後の場合、別表1又は別表2に掲げる様式を用いるものとする。</p> <p>(iii) (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>14. ・15. (略)</p>